徳島県告示第五百六十九号

するとともに、当該届出を縦覧に供する。 ったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出があ 次のとおり公告

七日までに、県に対し、 のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十一月七日から令和八年三月 なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 次により意見書を提出することができる。

令和七年十一月七日

徳島県知事 後 \blacksquare 正 純

届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
リコーリース株式会社	東京都港区東新橋一丁目五番二号	中村 徳晴

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイレックス阿南店

所在地 阿南市日開野町谷田八九一番地ほか

3 変更事項

変更前

の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町四番一号	中村 徳晴
変更後		
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
リコーリース株式会社	東京都巷区東新橋一丁目五番二号	中村 徳晴

令和七年七月二十二日

届出年月日

令和七年十月九日

Ξ 届出の縦覧

- 県経済産業部企業支援課ホームページ 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び阿南市産業部商工戦略課並びに徳島
- 2 縦覧の期間 令和七年十一月七日から令和八年三月七日まで

意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

六二 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (**≡**≬**=**≬−) 意見を述べる理由意見の内容
- 3 その他

において公告の日から一月間縦覧に供する。 支援課及び阿南市産業部商工戦略課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ 提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業